

Q&A 国民年金

厚生年金の同月得喪で国民年金の保険料は？

- Q 厚生年金の被保険者資格を取得しましたが、同じ月に退職し、国民年金の被保険者となりました。このような場合、国民年金第一号被保険者としての保険料の納付はどうなるでしょうか。また、同じ月に退職し、再び厚生年金の被保険者となった場合についてもあわせてお願いします。（東京都M・H）

例（1）X事業所

平成13年6月 5日入社
平成13年6月20日退社

例（2）Y事業所

平成13年6月 5日入社
平成13年6月20日退社



Z事業所

平成13年6月21日入社

- A 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの期間を単位として計算します。

ただし、被保険者の資格を取得した月に、その資格を喪失した場合には、1月として計算します。また、保険料については、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収されることとなります。

例えば（1）の場合、第2号被保険者資格取得が5日、第2号被保険者資格喪失が21日、国民年金第1号被保険者資格取得が21日となり、この場合国民年金法上、被保険者の種別（第1号被保険者、第2号被保険者または第3号被保険者のいずれであるかの区別）に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなされるため、国民年金の第1号被保険者としての保険料を納付していただくこととなります。また、前述のとおり、厚生年金の被保険者期間でもあることから厚生年金の保険料についても納付していただくこととなります。

被保険者期間についても厚生年金、国民年金ともにそれぞれ1月ずつの計算となります。

続いて（2）の場合ですが、被保険者資格取得が5日、被保険者喪失が21日再度21日に資格取得した場合ですが（この場合については第2号被保険者期間であるため）、同一の月において、被保険者資格取得が2回以上である場合についてはあとの事業所における被保険者期間を1月として計算し、前の事業所の期間は1月と計算されず、保険料についても徴収されません。

なお（1）の場合、厚生年金、国民年金それぞれの納付が年金額に反映されますが、基礎年金が満額以上になることはありません。

老人医療からお知らせ

県単老人医療制度（山梨県老人医療費支給事業）による受給者証の更新手続きについて年齢が68歳～69歳（1人暮らし老人については65歳～67歳）で、各医療保険制度の保険給付を受けることができるもので、所得が一定の基準額以下である方は、山梨県単独の老人医療費助成制度の適用が受けられます。

この県単老人医療制度を受給される方について、毎年9月に受給資格の確認見直しが行われ10月1日より受給者証が更新されます。

この受給者証更新のための手続き（検認）を、9月に市役所で行います。該当者には、更新手続きについての通知をしますので、手続きを行ってください。

問合せ先 市民生活課国保医療担当



国保からお知らせ

交通事故など、第三者の行為によってケガをした場合でも、市への届け出により国保や老人保健で医療をうけることができます。

この場合、国保や老人保健が医療費を一時立て替え、あとで加害者に請求することになります。

交通事故にあってしまった



警察・・・「事故証明書」をもらう



市役所・市民生活課国保医療担当の窓口

「第三者の行為による被害届」を提出

必要なもの：保険証、印鑑、事故証明書

医療受給者証（老人保健の場合）

※示談の前に国保医療担当の窓口へ

加害者から治療費を受け取ったり、示談を成立してしまうと、国保や老人保健が使えなくなることもあります。示談の前に必ず国保医療担当にご相談ください。